

令和2年 第11回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月24日 午後2時55分から午後3時40分

2 開催場所 ウェルス幸手 研修室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

9番	船 川 由 孝
2番	服 部 貴三郎
1番	増 田 順 子
3番	川 村 和 夫
4番	鈴 木 栄 夫
5番	熊 谷 隆 夫
6番	奥 貫 榮 市
7番	江 森 正 之
8番	大久保 進
10番	服 部 政 男
11番	奥 貫 進
12番	大 澤 年 一
13番	内 田 潔 司
14番	増 田 隆 司

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 矢 島 政 美
落 合 幸 昇
巻 島 功 陽
小 川 肇 司

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1名）

木 村 正 彦

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 鈴木 清 主査 堀 野 真 一 主任 新 井 貴美子

開会 午後2時55分

◆局長

皆様、こんにちは。定刻前でございますが、皆様お揃いですので、ただいまから会議に入らせていただきたいと思います。

まず、初めに少しお時間をいただきまして、11月1日付の人事異動がございまして、農業委員会事務局の体制が変わりました。ご報告させていただきます。

宮澤局長に代わりまして、事務局長を仰せつかりました鈴木でございます。何分農業関係の事務に携わるのは初めてでございますので、皆様のご協力とご指導をいただきまして、円滑な委員会運営ができますよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会議を進めます。

本日の出席委員は、14名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしましたことをご報告いたします。

これより、令和2年第11回幸手市農業委員会を開会いたします。

なお、本日は5名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行については、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第9回、9月の議事録を確認します。第9回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、第9回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番 鈴木栄委員、5番 熊谷隆夫委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.1をご覧ください。2枚になっています。

番号1、土地の所在 中野〇〇外13筆、登記地目 田及び畑、現況地目 田、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 経営規模縮小、譲受人の耕作面積 64,412㎡、家族数 3人 耕作者数 2人、所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号に該当しないため許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件について、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

説明させていただきます。

譲受人の〇〇〇〇さんには11月14日、聞き取り調査を行いました。

譲受人の〇〇さんは現在42歳で、約13年、父親と一緒に約6ha強の稲作を行っております。譲渡人の〇〇〇〇さんは、皆様もご存じのように杉戸町を中心に大規模に稲作を営んでおりますけれども、今回規模の縮小をしたいということで、〇〇さんへの譲渡に至ったということです。

場所は、杉戸町に近いところです。2ヶ所にまとまっております。地図のNo.1、1枚目の方は申請地の西側の十字路北西角の農地は〇〇さんが所有し稲作を行っております。2枚目の方はそれぞれの農地も近くまとまっています。〇〇さんはこの付近だけではなく、杉戸町側と幸手市の吉田地区のほうでも稲作を行っており、通り道とこの2か所の土地を購入するに至ったそうです。〇〇さんは、地元でもたくさん請負っており、大型の農業機械も十分そろっており、若い方で現在及び将来の地域の担い手の一人であります。今回の案件につきましては問題ないかと思っております。

皆様の審議をお願いします。

◆会長

1番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

1 番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1 番の案件は承認されました。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 2 号をご覧ください。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 幸手〇〇外 1 筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 353.12㎡、譲受人 春日部市〇〇 〇〇 〇〇〇〇外 1 名、譲渡人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅 1 棟 67.62㎡ 道路後退用地 5.12㎡、農地区分は、10ha 未満の広がり農地ということで第 2 種となります。所有権移転となります。

申請地は、第 2 種農地で、自己用住宅 1 棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第 34 条第 11 号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、2 番の案件について〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

現地は 11 月 15 日に確認しました。市街地にすぐ近いということで、住宅の間に農地が残っているという感じで、家庭菜園程度なら出来るかと思いますが、本格的に農業を行うのはなかなか難しい場所になってきていると思います。現在、作付は何もしていないですが、割ときれいに管理されているという状況です。

翌 16 日に譲渡人の〇〇〇〇さんに電話で聞き取りをしました。〇〇さんは現在 80 歳で田を 8 反ほど耕作しているそうです。この土地は大分前に〇〇さんの親が陸田にして米を作っていたそうですが、20 年から 30 年くらいは何も作ってなくて、自己管理ということで草が生えないようにだけしていたとのことでした。

申請地のすぐ西側も〇〇さんの土地ですが、そこは親戚が家庭菜園レベルで野菜を作っているということです。

譲受人の〇〇さんは、奥様が〇〇さんの娘の子どもということです。外孫になるということで、家を造りたいということで譲り渡すことにしたそうです。

譲受人の〇〇さんにも翌 17 日に電話で聞き取りをしました。子どもが生まれるので、

祖父の土地に家を建てることにしたということで、農転が認められたら、すぐ契約をして来年には完成させたいという話でした。

最初に説明したとおり、周辺は住宅地で、この場所で農業を営むのは中々難しいという一方で、すぐ近くには幼稚園や保育園、小学校、スーパーもあることで、逆に子育てをするには便利な場所と思います。転用する面積が少し広い感じはしますが、分筆して農地を残しても、農地として使い道がありませんので、そういう意味では申請どおり、この面積で認めることになるのかなと思っております。

皆様の審議をお願いします。

◆会長

2番の案件について質問等はございますか。

◆委員

道路後退用地がありますけれども、もともとの道路幅と後退はどのくらいですか。

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

もともとの道路幅は3.65mです。後退分は0.35m、センターからは2mになります。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにごございますか。

◆委員

お孫さんに家を建てるために宅地にするという場合、最大で何㎡まで許可になるのですか。

◆事務局

面積は500㎡までです。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

他にごございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権の設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 188㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり2,820円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権の設定を受ける者 平須賀 ○○○○、利用権設定をする者 天神島 ○○○○、土地の所在 上吉羽○○外8筆、地目 田、面積合計 8,864㎡、新規更新の別 更新及び新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号3、利用権の設定を受ける者 神明内 ○○○○、利用権設定をする者 神明内 ○○○○、土地の所在 神明内○○、地目 田、面積 1,314㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 1筆当たり60kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

まず、1番は吉田地区の案件ですが、○○推進委員が欠席のため、事務局が説明いたします。

◆事務局

それでは、1番の吉田地区の案件について説明いたします。

貸付人の○○氏は、昔から借受人の○○氏に耕作をお願いしているとのことで、今回はそれを更新するものとなります。

借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んで引き受けるものとなっています。

◆会長

2番の案件は八代地区となりますので、八代地区の○○推進委員の意見を伺いたいと思います。

◆最適化推進委員

それでは、説明させていただきます。

本件は更新及び新規申請となります。貸付人の○○さんは、造園業を営んでおりまし

て、その造園業が忙しくなり、農業との両立が難しくなったため、5年前から借受人の〇〇さんに耕作をお願いしているそうです。

なお、今回新規として上がっている、10㎡と15㎡の2筆ですが、この2筆は登記地目が水路敷になっているため、最初の利用権設定の時は申請しなかったそうです。今回、更新申請をするにあたり現況地目は田であることと、実際に〇〇さんが今回更新する土地と一体で耕作していることから、新規として追加したとのことでした。

また、〇〇さんは農業機械をまだ全て所有しておりまして、自家用米を作付するために約3反3畝の田は貸出さずに自作しており、これからも自作していきたいとのことでした。

借受人の〇〇さんは、先程も3条申請のほうで担当委員から話がありましたとおり、年齢も40歳代と若く、大規模農家で実績もあり、農業機械の所有状況も申し分なく、本件については特に問題はないと思います。

◆会長

続いて、3番の案件は権現堂地区となりますので、権現堂地区の〇〇推進委員の意見を伺いたいと思います。

◆最適化推進委員

説明させていただきます。

3番の案件は更新です。11月14日に、貸付人と借受人双方に、コロナ感染防止を心得ながらお会いいたしました。借受人の〇〇〇〇さんの奥様の説明によると、年数が定かではありませんが、40年くらい前から、貸付人の〇〇〇〇さんの水田を借りて耕作しているということでありました。作業場も見させていただきましたが、稲作をするための機械等は全て整っておりました。

その後、貸付人の〇〇〇〇さんにお会いしまして、利用権の申請について、同意しているということを伺っております。

特に問題はないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

◆会長

推進委員に農用地利用集積計画について説明していただきました。質問等はございますか。

(なしの声あり)

なしということですので、それでは農用地利用集積計画について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出3件で、内容については資料のとおりです。

◆会長

ありがとうございました。

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

(すみません、よろしいですかの声あり)

◆委員

先月の会議に私は出席しておりませんが、〇〇の件について質問を出させていたいただいたところ、回答をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、残念なことに、私の質問の意図と回答が少し食い違っておりますので、それはまた改めてと思っておりますが、内容的には農業振興協議会で議論するものだと思っておりますので、この場での追加質問や意見を言うことは控えさせていただきます。

幸い今回、〇〇土地改良区推薦の農業振興協議会委員になりましたので、次回の農業振興協議会の中で改めて意見を申し上げたいと思います。

以上です。

◆会長

ほかにならないようでしたら、私からも事務局に質問してもよろしいですか。

中間管理についてですが、幸手市は中間管理の利用が少ないとのことで、県から指導などが来ていないですか。

◆事務局

すみません、直接の担当は、農業振興課の農業振興担当なので分かりません。

◆会長

杉戸町は今、結構な件数で、中間管理を利用しています。契約期間10年が多いみたいですね。支払いなども全部やってくれるし、耕作している人は楽なので、利用したらいいと思うのですが、一応意見です。

(ちょっとよろしいですかの声あり)

◆委員

〇〇の件ですが、訂正した別紙は、見ることはできないのでしょうか。賛成はしましたが、書面で確認したいのですが。

◆事務局

すみません、後日訂正したものを、皆様にお配りいたします。

◆推進委員

今話が出たので、私も意見というか、要望を言わせていただきたいのですが、我々推進委員は、第4回から前回の10回までコロナウイルスの関係で出席できませんでした。その間、事務局のほうからたくさんの資料をいただいて、それを見ていました。

あと、今までに農業委員会のほうに情報公開の開示請求があったかどうかをお聞きします。また今後もし情報公開の開示が求められた場合、個人情報保護の関係から注意して開示をしていただきたいと思います。

最後に、もし請求があって開示した場合は、いつ、誰に、どのように開示したということを直近の農業委員会総会の際に報告していただければという要望です。

◆会長

どうですか、事務局。

◆事務局

すみません。今まで開示請求があったのかわかりません。確認します。

◆委員

あったかどうかだけです。あと報告の要望です。

◆会長

では、よろしいですか。

(なしの声あり)

◆局長

それでは、事務局から事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後3時40分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年 1月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 鈴 木 栄

署名委員 熊 谷 隆 夫